

商品概要説明書

(平成 31 年 2 月 12 日現在)

1. 商品名	・大同信組の貯めーる定期
2. ご利用可能な方	・組合員の個人、または新たに組合員となる個人(同世帯の家族が組合員の場合も含まれます)のお客さま ・大阪府下にお住まいの方(短期居住者の方はご利用できません) ・満20歳以上の方
3. 申込方法及び申込の流れ	①当組合ホームページ「貯めーる定期」の申込画面に住所・氏名等の必要事項を入力し申込をお願いします。 ②当組合でお申込を確認次第、申込書等の必要書類を郵送しますので必要事項を記入の上、返送をお願いします。 ③必要書類が届き次第、専用普通預金通帳及び専用キャッシュカードをお送りしますので、専用普通預金口座に定期預金のお預け入れ資金と出資加入金(初回のみ)を併せてお振込等でご入金下さい。 ④お振込等をいただき次第「大同信組の貯めーる定期」に振替えます。 ⑤定期預金証書・出資加入承諾書は郵送します。
4. 預入方法等 (1)預入方法 (2)預入金額、単位 (3)継続方法	・本定期は、本支店の窓口でのお取扱いは出来ません。 お問合せは大同信組の貯めーる定期担当窓口へご連絡下さい。フリーダイヤル 0120-235-001 ・1預入あたり300万円以上 上限はありません ・1円単位 ・自動継続型の元利継続、元金継続のいずれかとなります。
5. 預入期間等	・預入期間 1年・3年・5年 の3種類 ・証書式のみ
6. 利息 (1)適用金利 (2)計算方法	・当組合所定の約定利率を満期日まで適用します。 ・満期継続後の適用金利は、満期日当日の当組合所定の金利となります。 <単利型> ・お預入れ期間が2年未満の利息は、満期日以後に一括して支払います。 ・お預入れ期間が2年以上の利息は、中間利払日(お預入れ日から満期日の1年前の応答日までの間に到来するお預入れ日の1年毎の応答日)と満期日に分割して支払います。 ・中間利払日に支払う利息は、お預入れ日または前回の中間利払日から今回の中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で利息を計算します。 <複利型> ・預入期間3年以上が対象となります。利息は満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利の方法で利息を計算します。
7. 税金	・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%・地方税 5%) ・マル優のお取扱いはできません。
8. 中途解約時の取扱い	・やむをえず満期日前に解約する場合は、別表の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。
9. 払戻方法	①当組合ホームページ「貯めーる定期」の申込画面で払戻の申出をし、定期預金証書の裏面にご署名・捺印の上、当組合に簡易書留で郵送して下さい。 ②指定口座への振込をご希望の場合は、併せて「振込依頼書」の提出が必要です。 ③「振込依頼書」のご提出のない場合は、お客さまの専用普通預金口座へ入金します。
10. 金利情報	・「ホームページ」又は[大同信組の貯めーる定期]担当窓口にお問い合わせください。
11. 手数料	①お客さまが郵送される郵送料・振込手数料・ATM入金時手数料は、お客さまのご負担となります。 ②当組合からの郵送料・振込手数料は、当組合が負担します。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のご相談窓口にお申出下さい。 【ご相談窓口 大同信用組合 リスク管理統括部】 受 付 日:月曜日～金曜日(祝日及び組合の休業日は除く) 受付時間:9:00～17:00 電話番号:06-6541-2906 住 所:〒550-0014 大阪市西区北堀江 1-4-3 ・紛争解決措置 公益社団法人 総合紛争解決センター(電話:06-6364-7644) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記ご相談窓口または「大阪地区しんくみ苦情等相談所」・「しんくみ相談所」にお申出下さい。また、お客さまから前記弁護士会仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会下さい。</p> <p>【一般社団法人大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く) 受付時間:9:00～17:00 電話番号:06-6941-1441 住 所:〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-9</p> <p>【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く) 受付時間:9:00～17:00 電話番号:03-3567-2456 住 所:〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1</p> <p>なお、苦情処理措置・紛争解決措置の対応等については、当組合ホームページでもご覧頂けます。</p> <p>※ホームページアドレス http://www.daido.shinkumi.jp/</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>

【別表】

<p>中途解約利率</p>	<p>・当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、約定したお預入れ期間に対する実際のお預入れ期間に応じて、以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切捨て)により計算した利息(複利型の場合は6か月複利の方法で計算した利息)とともに支払います。</p> <p>(1)約定したお預入れ期間が1年で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <p>①6か月未満……………解約日における普通預金利率 ②6か月以上1年未満…約定利率×50%</p> <p>(2)約定したお預入れ期間が3年で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <p>①6か月未満……………解約日における普通預金利率 ②6か月以上1年未満…約定利率×20% ③1年以上2年未満……約定利率×30% ④2年以上3年未満……約定利率×50%</p> <p>(3)約定したお預入れ期間が5年で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <p>①6か月未満……………解約日における普通預金利率 ②6か月以上2年未満…約定利率×10% ③2年以上3年未満……約定利率×30% ④3年以上4年未満……約定利率×50% ⑤4年以上5年未満……約定利率×70%</p> <p>(4)但し、上記(1)から(3)の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</p>
---------------	---

当商品のお問合せは

大同信用組合 事務企画部 貯めーる定期担当窓口へお問合せ下さい。

フリーダイヤル : 0120-235-001

ホームページアドレス : <http://www.daido.shinkumi.jp/>